

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る5月28日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和3年第2回議会定例会の招集に当たり、去る5月28日午前9時より、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日6月2日から6月7日までの6日間といたします。本会議は6月2日、3日及び7日の3日間といたします。

次に審議内容について申し上げます。本会議1日目の6月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第5「一般質問」を、最後の受付番号第7号、中野博議員までを行います。なお、受付番号第3号の唐澤一代議員の一般質問ですが、欠席のため行いません。中野博議員より、所用のため午後欠席したい旨の申し出がありましたので、順番を入れ替えて午前中に行っていたきたいと思います。

本会議2日目の3日は、日程第6「議案第24号松田町行政協力委員に関する条例」から、日程第13「議案第31号令和3年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの審議を行います。

議案第24号松田町行政協力委員に関する条例は、町の様々な事業の執行に大きく携わる委員として、行政協力委員を特別職としての位置づけをするための当該委員に関する新規条例です。新規条例ですので、説明の後質疑を行い、総務文教常任委員会に付託します。

議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例は、ふれあい農園施設の管理棟を活用し、地域振興及び経済の活性化につなげることを目的とした新規条例です。新規条例ですので、説明の後質疑を行い、産業厚生常任委員会に付託します。

議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例は、やまびこ館の利活用促進を図るため、施設整備等に伴う使用料の設定に伴い、条例の一部改正をするものです。一部改正ですが、使用料の設定に伴うものであり、議案第25号にも関連性があると思いますので、説明の後質疑を行い、産業厚生常任委員会に付託します。

議案第27号松田町税条例の一部を改正する条例は、令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。即決でお願いをいたします。

議案第29号令和3年度松田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、松田小学校整備事業に伴う国庫補助金の増額、町債の減額及び教育施設整備基金繰入金の減額や、子育て世帯生活支援特別給付金事業の増額、退職された分団長など、6名の消防団員の退職報償金と同額の基金収入、及び感染症対策商工振興商品券発行事業補助金等を補正するものです。即決でお願いをいたします。

議案第30号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般病理検査委託の増額と、それに伴う診療報酬の増額等の補正ですので、即決でお願いをいたします。

議案第31号令和3年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、酒匂川流域下水道事業建設負担金の減額及び財源補正に伴う補正ですので、即決でお願いします。

3日、議案終了後、大会議室において議会全員協議会を開催します。町からの協議事項終了後、議員だけの協議を行います。なお、必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。

4日の午前中は、総務文教常任委員会に付託の議案第24号松田町行政協力委員に関する条例の審査をお願いします。午後は産業厚生常任委員会に付託、議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例と、議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審査をお願いします。なお、委員会には必要に応じて職員をお呼びしますので、待機をお願いします。

本会議 3 日目の 7 日は、報告第 1 号令和 2 年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第 2 号令和 2 年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第 3 号令和 2 年度松田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。担当課長からの報告の後、質疑を行います。採決は採りません。なお、2 日目に開催します議会全員協議会で、協議内容が終了しなかった場合は、3 日目報告第 3 号の終了後に休憩を取り、大会議室において議会全員協議会を開催をします。必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いをします。

7 日の議会全員協議会終了後、本会議を再開します。各種委員会委員等の諸般報告と、委員会の閉会中の継続審査申出書までを行い閉会とします。

なお、本議会は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。

また、陳情につきましては 2 件の提出があり、机上配付となりましたので御覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員の方がおられますので、補足説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。以上、報告は以上です。よろしく願いします。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声多数)

異議なしと認めます。よって令和 3 年第 2 回松田町議会定例会の会期は、本日 6 月 2 日より 6 月 7 日の 6 日間と決定いたしました。